

請 願 文 書 表

(2 8 年 1 2 月 定 例 会)

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
3	平成 2 8 年 1 2 月 5 日	京都スタジアム(仮称) に関する施策について、議 会が積極的に調査および議 論を行い、その内容を広く市 民に伝えることを求める請 願	亀岡市突抜町 3 8 - 6 かめおか・つながる一歩実行委 員会 代表 中川 貴美子	酒井安紀子	<p>(請 願 の 要 旨)</p> <p>駅北区画整理事業用地を買収する前に、アコモドキに限らず、市民生活に影響を及ぼす全てのこと(財政、治水、交通渋滞等)についても議会で積極的に調査し、根拠に基づいて深く議論し判断されることをお願いします。</p> <p>スタジアムのための新たな用地買収に関する議案について判断される前に、議論の内容を広く市民に伝えてください。</p> <p>(請 願 の 理 由)</p> <p>スタジアムが建設されることにより、亀岡のまちづくりや市民の生活にどのような変化がもたらされるのか、未だによくわからない、というのが多くの市民の意見ではないでしょうか。</p> <p>議会は平成 2 5 年に市民の直接請求による住民投票条例案を否決しました。住民投票をせずに、スタジアムについては議会でしっかりと議論していくということでした。しかし、その後、どのような議論がされているのか、私たち市民にはなかなか見えてきません。平成 2 6 年に、約 1 4 h a の最初のスタジアム用地を買収するための財産取得議案が可決される際の会議録を見ても、わからないことが多いままで可決されたように見えます。</p> <p>今年(平成 2 8 年)の 9 月定例会では、議員請求による住民投票条例案が出されましたが、「スタジアムに関する内容は現段階では未確定な部分が多く、十分な情報が提供されておらず、投票の際に慎重な判断ができないため実施すべきでない。」「住民投票を実施した場合、市民から負託を受けた議員としての責任を果たすことができない」などの理由で否決されました。</p> <p>未確定な部分が多く、十分な情報がない状態で、新たな用地を買収し、多額の市債を抱えることは、亀岡市民として大きな不安を感じます。新たな用地は、アコモドキ等の保護の観点から環境保全専門家会議の座長が提案したも</p>	京都スタジアム(仮称) 検討特別委員会

				<p>ので、アユモドキ以外の論点は検討されていません。買収したもののスタジアム建設には使えなくなった最初の用地のような失敗を繰り返さないでほしいと願っています。そのためにも、議論に必要な情報を、市や府から提供されるのを待つのではなく、議員の皆様が積極的に集め、はっきりした根拠に基づいて議論した上で判断してください。</p> <p>また、どのような議論がなされた結果であるのか、市民が十分納得できるように説明をしていただけますよう、併せてお願いいたします。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	
--	--	--	--	---	--